

Q6

破たんした金融機関に預金と借入金^(注)(住宅ローン等)の両方がある場合はどうなりますか。



A

破たん金融機関に預金と借入金^(注)(住宅ローン等)の両方があるお客様の
場合、お申出により預金と借入金^(注)(住宅ローン等)を差し引きする「相殺
(そうさい)」という手続きをとることができます。たとえば、1,000万円を
超える預金があったとしても、相殺によって預金が1,000万円以下になった
場合、結果的に全額保護されることとなります。下図で示した例をご参考と
してください。

(注)破たん金融機関を債権者とする借入金に限ります。

例 破たん金融機関に住宅ローン(借入金)と1,000万円を超える預金があるケース

例えば 住宅ローン(借入金)が1,400万円ある } 預金が2,000万円ある } 場合

A 住宅ローン1,400万円を全額相殺した場合



B 相殺する金額を1,000万円にし、預金を1,000万円の保護範囲内にすることもできる



結果的に A B の方法とも預金は全額保護されたこととなります。
普通預金無利息型(決済用預金)等の決済用預金として保護されている預金は、上記の方法等によらないで全額保護されます。

(注)相殺対象となる借入金については、特約等により相殺が禁止されている場合等、相殺が制限される場合がございます。

Q7

家族名義はそれぞれ保護されるのですか。



A

家族であっても、夫婦や親子はそれぞれ別の人格を有する法的主体
であるため、その名義に従い別個の預金者として保護の対象となり
ます。ただし、家族の名義を借りたに過ぎない預金等は、他人名義
預金として保険の対象外となるため、注意が必要です。